

栃木県人権施策推進基本計画 (2016～2025) 増補版

～人権が尊重される平和で豊かな社会の実現を目指して～

令和3（2021）年9月
栃木県

(目 次)

第1章 中間見直しの基本的な考え方

1 見直しの趣旨	1
2 見直しの背景（この5年間の動き）	1
3 見直しの方針	2
4 見直しの構成	3

第2章 人権施策の推進に関する基本的事項 **※現計画を再掲**

1 人権教育及び人権啓発	
○ あらゆる場を通じた人権教育及び人権啓発の推進	7
(1) 学校における人権教育の推進	
(2) 家庭、地域における人権教育及び人権啓発の推進	
(3) 企業・団体等における人権教育及び人権啓発の推進	
○ 特定職業従事者に対する人権教育及び人権啓発の推進	9
2 相談・支援	9

第3章 人権に関する課題ごとの施策に係るこの5年間の動きと追加すべき事項等

1 女性	10
2 子ども	11
3 高齢者	12
4 障害者	13
5 部落差別（同和問題）	14
6 外国人	15
7 HIV感染者・ハンセン病患者及び元患者	16
8 犯罪被害者とその家族	17
9 インターネットによる人権侵害	18
10 災害に伴う人権問題	19
11 その他の人権問題	19

第4章 計画の推進 **※現計画を再掲**

1 県の推進組織	22
2 国及び市町との連携	22
3 企業・団体等との連携	22
4 計画のフォローアップ	22

用語解説（50音順）	24
------------	----

参考資料

人権関係年表	26
--------	----

※ 本文の中で、*を付した言葉は、「用語解説」に説明を掲載しています。

第1章

中間見直しの基本的な考え方

1 見直しの趣旨

本県では、平成15（2003）年4月施行の「栃木県人権尊重の社会づくり条例」及び平成17（2005）年3月決定の「栃木県人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針」に基づき、平成18（2006）年に基本計画を策定し、平成23（2011）年に改訂しました。

そして、平成28（2016）年3月に「栃木県人権施策推進基本計画（2016～2025）」（以下、「現計画」という。）を策定し、平成28（2016）年度からの10年間を推進期間として、様々な人権施策を総合的に推進してきました。

計画策定後において、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法等の新たな法律が施行され、また、新型コロナウイルス感染症に関連した差別や誹謗中傷等が社会問題となるなど、人権を取り巻く状況の大きな変化が見られます。

現計画は、推進期間の中間年に見直しを行うこととしており、このような状況の変化や、令和2（2020）年度に本県が実施した「人権に関する県民意識調査」の結果を踏まえ、現計画を補完するものとして「栃木県人権施策推進基本計画（2016～2025）増補版」を策定します。

2 見直しの背景（この5年間の動き）

現計画策定後の人権を取り巻く状況を見ると、我が国では、上記に掲げる法律が施行されるなど人権に関する法整備が進んだほか、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等により、社会全体で人権問題に取り組もうとする気運が高まっています。

また、平成27（2015）年9月の国連サミットにて全会一致で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）*」は、「誰一人取り残さない」ことをうたっており、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するため定められた17のゴールは人権分野の多くに関連しており、このSDGsの達成に向けて、我が国においても様々な取組が進められています。

一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴って、感染者や医療従事者、その家族等への偏見や差別、心無い誹謗中傷などが社会問題となっているほか、児童虐待やインターネット上の人権侵害等が深刻化しており、性的マイノリティ*に対する理解促進や、職場におけるハラスメントなどの働く人々の人権問題等についても社会的関心が高まっています。誰もが持っている人間らしく生きる権利について理解を深め、多様性を豊かさとして認め合う、偏見や不当な差別のない共生社会の実現が一層求められています。

令和2（2020）年度に本県が実施した「人権に関する県民意識調査」では、「日本は基本的な人権が尊重されている社会であると思うか」との質問に対して、『尊重されている（「ある程度尊重されている」も含む）』と思う人が6割以上であるほか、人権課題については、「新型コロナウイルス感染症の問題」の関心が最も多く、次いで、「働く人々の人権」、「子ども」の順で関心が高まっています。

3 見直しの方針

今回の見直しは、10年計画の中間見直しであることから、現計画本体は変更せず、人権を取り巻く状況の大きな変化や令和2（2020）年度に実施した「人権に関する県民意識調査」の結果を踏まえながら、施策に係るこの5年間の動きに触れるとともに、新たな人権課題の追加や従来の人権課題の名称変更等を行います。

見直しの主なポイント

- 新たな人権課題の追加
 - ・新型コロナウイルス感染症に関連した人権問題
 - ・働く人の人権問題
- 人権課題の名称変更
 - ・「同和問題」→「部落差別（同和問題）」
 - ・「性的指向・性同一性障害者（LGBT）にかかわる人権問題」→「性的指向・性自認にかかわる人権問題」
- 人権課題ごとに、施策に係るこの5年間の動きと追加すべき事項等を記述

「栃木県人権施策推進基本計画 (2016～2025)」

平成 28 (2016) 年度～
令和 7 (2025) 年度
(中間年に見直し)

現計画

↑ 補完

増補版

今回策定
(中間見直し)

現計画を補完するものとして「増補版」を
今回策定（中間見直し）

4 見直しの構成

【現計画】

第1章 基本的な考え方

- 1 基本計画策定の背景
- 2 基本計画策定の趣旨
- 3 基本計画の性格
- 4 基本計画の推進期間

第2章 人権施策の推進に関する基本的事項

- 1 人権教育及び人権啓発
- 2 相談・支援

第3章 人権に関する課題ごとの施策に関する基本的事項

- 1 女性
- 2 子ども
- 3 高齢者
- 4 障害者
- 5 同和問題
- 6 外国人
- 7 HIV感染者・ハンセン病患者及び元患者
- 8 犯罪被害者とその家族
- 9 インターネットによる人権侵害
- 10 災害に伴う人権問題
- 11 その他の人権問題

第4章 計画の推進

- 1 県の推進組織
- 2 国及び市町との連携
- 3 企業・団体等との連携
- 4 計画のフォローアップ

用語解説

参考資料

【増補版】

第1章 中間見直しの基本的な考え方

- 1 見直しの趣旨
- 2 見直しの背景（この5年間の動き）
- 3 見直しの方針
- 4 見直しの構成

第2章 人権施策の推進に関する基本的事項

（現計画を再掲）

第3章 人権に関する課題ごとの施策に係るこの5年間の動きと追加すべき事項等

- 1 女性
- 2 子ども
- 3 高齢者
- 4 障害者
- 5 部落差別（同和問題）
- 6 外国人
- 7 HIV感染者・ハンセン病患者及び元患者
- 8 犯罪被害者とその家族
- 9 インターネットによる人権侵害
- 10 災害に伴う人権問題
- 11 その他の人権問題

※「新型コロナウイルス感染症に関連した人権問題」、「働く人の人権問題」を追加

第4章 計画の推進

（現計画を再掲）

用語解説

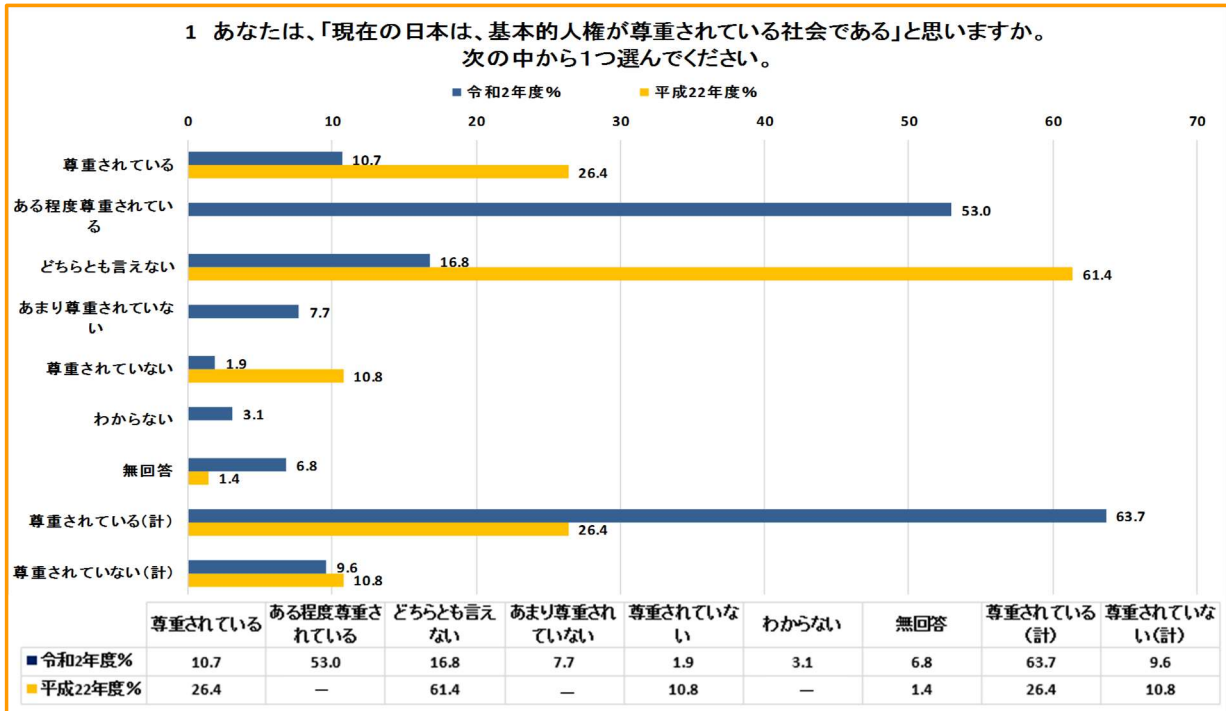
参考資料（人権関係年表）

補完

【令和2(2020)年度人権に関する県民意識調査】※前回調査：平成22(2010)年度

R2 調査対象:満18歳以上の男女個人 標本数:3,000人 回収数(率):1,666(55.5%)
 H22 調査対象:満20歳以上の男女個人 標本数:2,000人 回収数(率):1,383(69.2%)

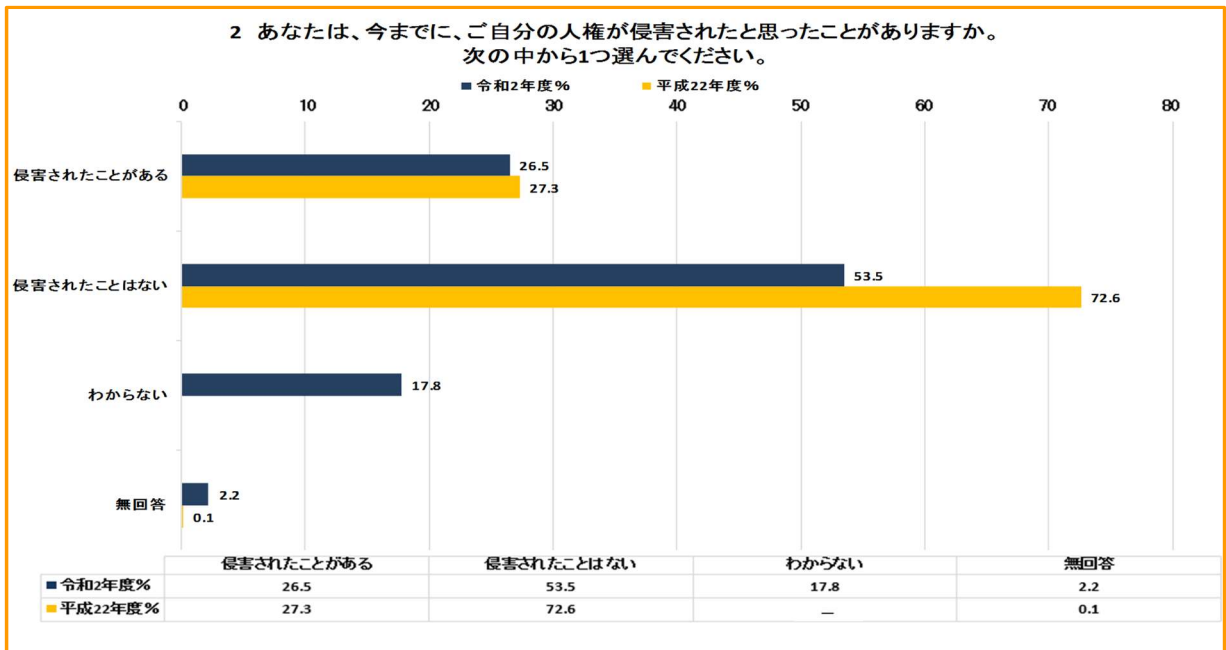
〔基本的人権の尊重〕



・「ある程度尊重されている」が53.0%と最も多く、「尊重されている」(10.7%)と「ある程度尊重されている」(53.0%)を合わせた『尊重されている』は63.7%となっている。一方、「あまり尊重されていない」(7.7%)と「尊重されていない」(1.9%)を合わせた『尊重されていない』は9.6%となっている。

※「尊重されている」、「どちらともいえない」、「そう思わない」は、平成22年調査の選択肢では、それぞれ「そう思う」、「いちがいにいえない」、「そう思わない」である。

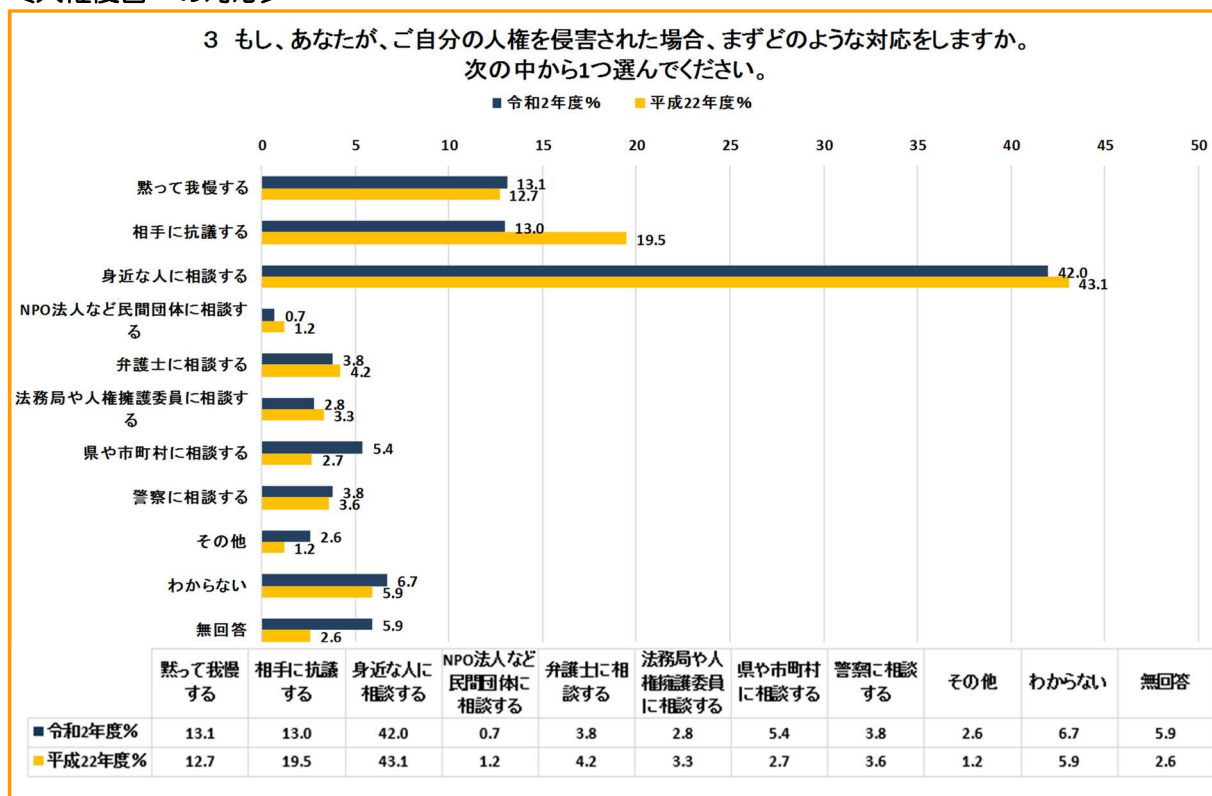
〔自分の人権〕



・「侵害されたことがある」と答えた方は26.5%、「侵害されたことはない」と答えた方は53.5%となっている。なお、「わからない」は17.8%である。

※「わからない」は、今回調査からの新規選択肢である。

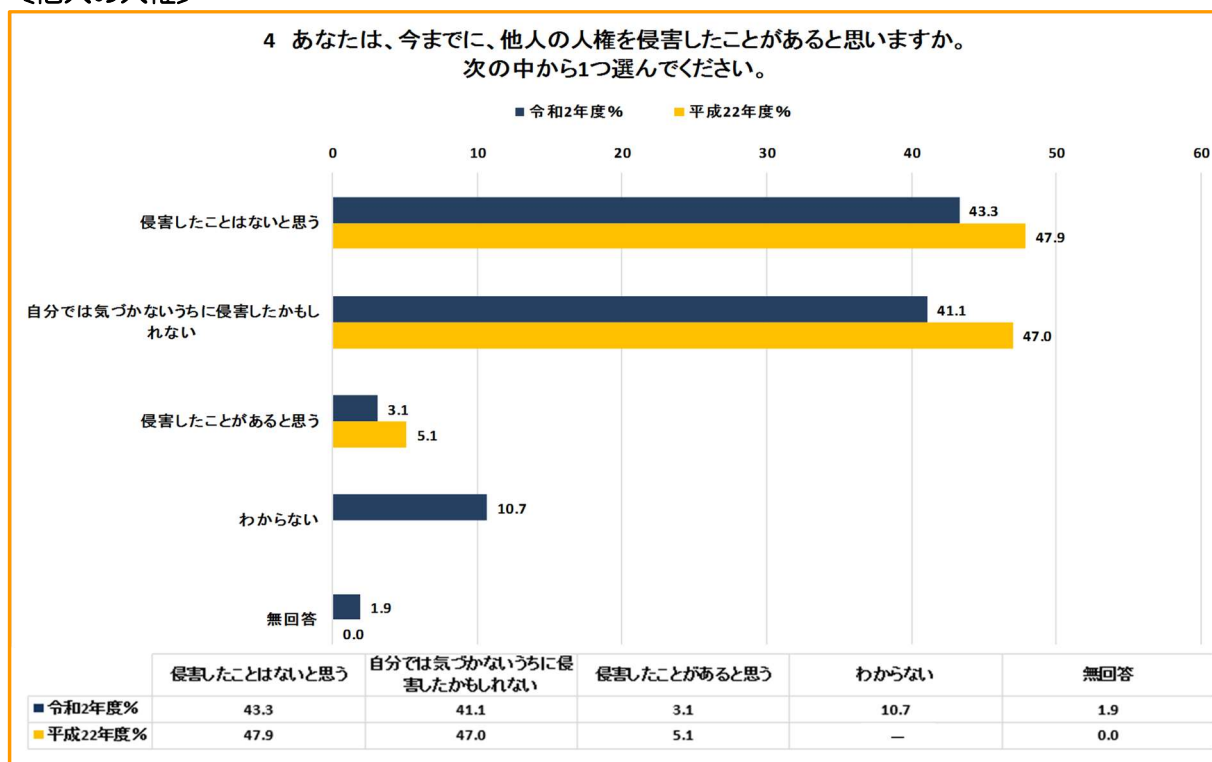
〔人権侵害への対応〕



・「身近な人に相談する」（42.0%）が4割を超えて最も多く、次いで「黙って我慢する」（13.1%）、「相手に抗議する」（13.0%）などの順となっている。

※「NPO法人など民間団体に相談する」は、平成22年調査では「有力者に相談する」である。

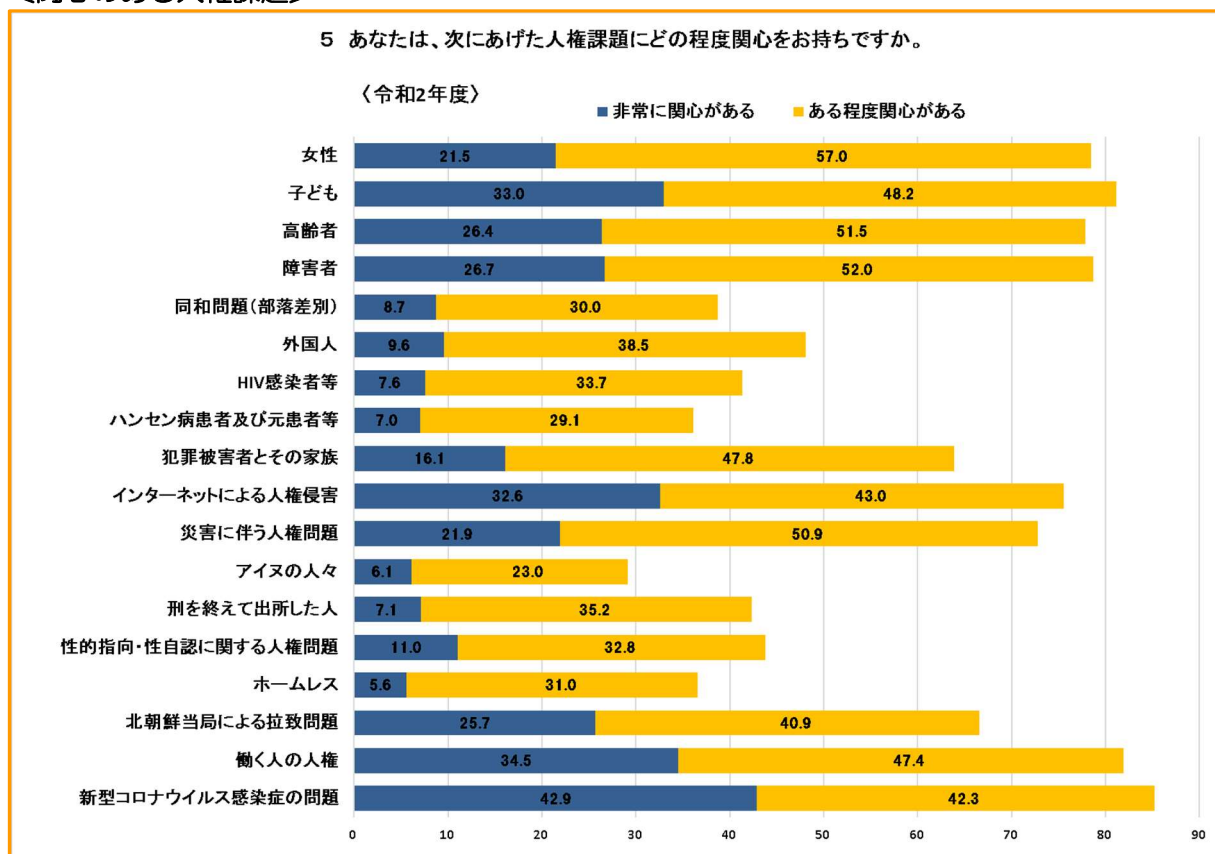
〔他人の人権〕



・「侵害したことはないと思う」（43.3%）、「自分では気づかないうちに侵害したかもしれない」（41.1%）が4割を超え同程度となっている。なお、「わからない」は10.7%である。

※「わからない」は、今回調査からの新規選択肢である。

〔関心のある人権課題〕



•「非常に関心がある」と「ある程度関心がある」を合わせた『関心がある』は、「新型コロナウイルス感染症の問題」(85.2%)が最も多く、次いで、「働く人の人権」(81.9%)、「子ども」(81.2%)の順となっている。

第2章

人権施策の推進に関する基本的事項

※現計画を再掲

この基本計画は、「栃木県人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針」に基づき、
◇一人ひとりがかけがえのない存在として尊重され、偏見や不当な差別のない社会
◇誰もがそれぞれの幸福を最大限に追求し、自己実現を図ることができる社会
◇一人ひとりの違いを豊かさとして認め合い、共生できる社会
の実現を目指します。

1 人権教育及び人権啓発

○あらゆる場を通じた人権教育及び人権啓発の推進

県民一人ひとりが、人権の意義や重要性を理解するとともに、人権問題を直感的にとらえる感性や、日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚・人権意識を十分に身に付けることができるよう、あらゆる場を通じて、人権教育及び人権啓発を推進します。

(1) 学校における人権教育の推進

① 発達の段階に応じた人権教育の推進

学校においては、児童生徒の発達の段階に即し、教育活動全体を通じて、人権尊重の理念について理解を促し、自尊感情に根ざした豊かな人間性を育むとともに、各教科等において、様々な人権問題についての正しい理解とその解決に向けた学習を推進します。

特に、知識伝達型の学習だけでなく、ボランティア活動等の社会奉仕体験活動や自然体験活動、高齢者・障害者等との交流活動など豊かな体験の機会を充実します。

② 指導者の養成と資質・能力の向上

人権教育の担い手であるすべての教職員が、人権尊重の理念についての理解と認識を深め、人権意識を高めるとともに、実践的な指導力をさらに高めることができるよう、指導者（人権教育主任等）の養成と研修の充実を図ります。

③ 学習内容及び方法の改善・充実

参加体験型の学習や高齢者・障害者等との交流活動を積極的に推進していくための学習内容及び方法の研究・開発に取り組みます。

また、人権教育に関する学習教材や指導資料等についての調査研究を進め、学習内容及び方法の改善・充実を図ります。

さらに、指導・啓発資料の計画的な作成や視聴覚教材の整備を行い、これらを効果的に活用した人権教育を推進します。

(2) 家庭、地域における人権教育及び人権啓発の推進

① 生涯にわたる学習機会の提供

人権に関する学習を取り入れた学級・講座を開設したり、ボランティア活動などの体験活動の機会を充実させたりするなど、生涯にわたって人権について学び続けられるよう多様な学習の機会を提供します。

また、地域の実情や参加者のニーズを把握しながら、参加者の学習意欲を喚起する学習方法の研究・開発に取り組みます。

さらに、指導者研修の充実に努め、指導者（市町人権教育担当者等）の養成と資質の向上を図ります。

② 家庭や地域の教育力の向上

家庭や地域は、他人を思いやる心や生命を尊重する心、そして人間の尊厳などを体感できる人権学習の場です。特に、子どもにとっては、基本的な生活習慣やルール、マナーを身に付けるなど、人格を形成する上で極めて大きな役割を果たしています。

家庭や地域においては、大人が日常生活の中で偏見や差別の不当性を見極め、公平・公正に行動することなどを自らの姿勢や行動をもって、子どもに示していくことが求められることから、それらの人々が人権尊重の理念について理解を深めるとともに、主体的に学習することができる機会を提供します。

また、子育てや家庭教育に悩む保護者や、いじめ・不登校等に悩む子どもたちが、いつでも気軽に相談できるよう相談体制を充実します。

③ 県民への人権啓発の推進

県民一人ひとりが、主体的に参加し、人権尊重の理念に対する理解を深めることができるような県民参加型のイベントを実施します。また、身近な話題や人権上大きな社会問題となった事例等を取り上げた研修を開催するなど内容・手法に工夫を凝らし、県民の興味・関心を喚起する啓発活動を実施します。

そのほか、人権啓発資料の作成・配布やマスメディア、インターネット等を活用した効果的な広報活動などを推進します。

(3) 企業・団体等における人権教育及び人権啓発の推進

経済活動のグローバル化の進行、地球環境問題に対する関心の広がり、人権意識の高まりなどに伴い、企業や団体は社会を構成する一員として社会的に責任を果たしていくことが重要視されています。

このような中で、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント、性別等による不当な差別がない働きやすい職場環境づくりや、就職の機会均等を図る公正な採用選考システムの確立のため、人権啓発研修への講師派遣や研修会を通じて、引き続き自主的な教育・啓発活動を支援します。

○特定職業従事者に対する人権教育及び人権啓発の推進

行政職員、教員・社会教育関係職員、警察職員、消防職員、医療・福祉関係者、マスメディア関係者などの人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者は、人権尊重の理念を十分に理解した上で、それぞれの業務に当たる必要があります。

人権教育及び人権啓発の推進に当たっては、これら特定の職業に従事している者に対して、様々な人権課題に関する研修や講演会を実施するほか、それぞれの関係機関が行う研修等の取組に対して支援を行います。

2 相談・支援

○相談支援体制の充実

人権相談及び被害者の支援については、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、HIV感染者など個別の人権課題ごとに国や県、市町、各団体等に相談窓口が設けられ、必要に応じて支援策が講じられていますが、相談内容の多様化・複雑化に伴い、個々の相談窓口だけでは対応が困難な事例も生じています。

引き続き、それぞれの相談窓口が機能の充実を図るとともに、関係機関のネットワークの構築をより一層進めるなど、相互の連携強化に努めます。

また、人権に関する様々な相談に迅速かつ適切に対応できるよう、相談員等に対する研修の充実や地域で人権に関する支援を行うことができるリーダーの養成にも努めます。

さらに、県のホームページや各種広報媒体を活用し、各相談窓口に関する情報を分かりやすく県民に発信していきます。

第3章

人権に関する課題ごとの施策に係る この5年間の動きと追加すべき事項等

1 女性

(1) 現状と課題（この5年間の動き）

若年層の女性に対する性的な暴力問題が深刻化したため、国は平成 29（2017）年から 4 月を「AV出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間」（以下「AV・JK 防止月間」という。）と定め、取組が強化されることとなりました。令和 2（2020）年 6 月には、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が決定され、令和 3（2021）年 4 月から「AV・JK 防止月間」を「若年層の性暴力被害予防月間」とし、若年層全般を対象とした啓発に取り組むこととなりました。

一方、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス＝DV）について、児童虐待が併存して発生している可能性があることから、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が令和元（2019）年に改正され、DV対応と児童虐待対応の連携強化が図られることとなりました。

本県では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」の第 3 次改定（計画期間：平成 29 年度～令和 3 年度）を行うとともに、「とちぎ男女共同参画プラン〔5 期計画〕」（計画期間：令和 3 年度～令和 7 年度）を策定し、DV被害の防止や被害者の支援、男女共同参画の推進等を図ってきました。

平成 28（2016）年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行され、国、地方公共団体、労働者が 301 人以上の事業主は、女性活躍推進に係る行動計画の策定及び情報の公表等が義務付けられました。その後、行動計画策定義務や情報公表義務の対象を、労働者が 101 人以上の事業主に拡大すること等を内容とする法改正が行われ、令和 2（2020）年から施行されました（対象企業拡大については、令和 4（2022）年施行）。

本県においては、平成 28（2016）年 3 月に「栃木県女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」（計画期間：平成 28 年度～令和 2 年度）を策定し、本県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしました。また、令和 3（2021）年 3 月に「栃木県女性の職業生活における活躍の推進に関する計画（第 2 期）」（計画期間：令和 3 年度～令和 7 年度）を策定しました。

(2) 施策の基本方向（追加すべき事項）

「① 男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成」関連

男女が等しく、政治・経済、地域社会、教育・学術研究などのあらゆる分野で活躍できるよう、政策・方針決定過程への女性の参画促進や、女性のチャレンジ支援、地域活動における女性人材の育成などに取り組めます。

また、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十

分に発揮して職業生活において活躍できるよう、トップの意識改革や男女を通じた働き方の改革を推進します。

「② 男女の人権の尊重 ア 女性に対する暴力の根絶に向けた教育及び啓発」関連

若年層を対象とした性暴力等による被害防止のため、学生や生徒を対象としたアダルトビデオ出演強要・JKビジネス問題*やデートDVなどに関する出前講座の実施等により啓発を推進します。

「② 男女の人権の尊重 イ 相談支援体制の充実等」関連

市町や警察、民間支援団体に加え、児童相談所や要保護児童対策地域協議会*とも連携を強化し、DVと児童虐待が併存する事案に適切な支援を行います。

【主な関係法令・計画等（この5年間の動き）】

- ・ 栃木県女性の職業生活における活躍の推進に関する計画（H28.3 策定）
- ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（H28.4 施行、R元.6 改正）
- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（H29.3 第3次改定）
- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（R元.6 改正）
- ・ とちぎ男女共同参画プラン〔5期計画〕（R3.2 策定）
- ・ 栃木県女性の職業生活における活躍の推進に関する計画（第2期）（R3.3 策定）

2 子ども

(1) 現状と課題（この5年間の動き）

県民が安心して子どもを生み、育てることができ、子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に向けて、子ども・子育て支援について県を挙げて取り組むため、平成 31（2019）年 1 月、子どもの権利を保障し、その最善の利益を考慮することを基本理念の一つとする「とちぎの子ども・子育て支援条例」を施行しました。

さらに、条例に基づく基本計画として令和 2（2020）年 3 月に「とちぎ子ども・子育て支援プラン（2 期計画）」を策定し、子どもの人権の尊重の推進等に取り組んでいくこととしました。

平成 28（2016）年改正児童福祉法の理念のもと、子どもが権利の主体であること、家庭養育優先原則を徹底し、子どもの最善の利益の実現と、社会的養育の体制整備に向けた取組を計画的かつ速やかに進めることとし、当該プランの別冊として新たに「栃木県社会的養育推進計画」を策定しました。

また、児童虐待防止法等の改正により、令和 2（2020）年 4 月には、親権者等による体罰禁止、児童虐待の発生予防・早期発見、児童虐待発生時の迅速・的確な対応等の強化などに関する規定が施行され、体罰等によらない子育てを推進し社会全体で子育てを支えることが求められています。

青少年に関しては、スマートフォン等の急速な普及に伴う SNS に起因した犯罪被害やトラブルの増加、不登校やひきこもりなど、子どもたちの抱える困難は、依然として深刻な状況に

あることから、県においては、令和3(2021)年2月に「とちぎ青少年プラン2021～2025」を策定し、引き続き「心豊かでたくましいとちぎの青少年の育成」を目指すこととしています。

(2) 施策の基本方向（追加すべき事項）

「③ 児童虐待防止対策の充実 ア 児童虐待防止のための体制整備」関連

増加の続く児童虐待の未然防止に向けては、児童虐待防止法に新たに加えられた守秘義務に基づく対応が各学校においてとられるよう、研修会の開催やその内容の充実に努めます。

「⑥ 社会的養育の体制整備」新規

子どもの権利保障の観点から、市町子ども家庭支援体制の強化を進めるとともに、様々な事情により家庭で暮らすことができない子どもについて、家庭と同様の養育環境を提供する里親等への委託を積極的に推進します。

【主な関係法令・計画等（この5年間の動き）】

- ・栃木県地域福祉支援計画（第3期）（H28.3 策定）
- ・児童福祉法（H28.10 改正）
- ・とちぎの子ども・子育て支援条例（H31.1 施行）
- ・とちぎ子ども・子育て支援プラン（2期計画）（R2.3 策定）
- ・栃木県社会的養育推進計画（R2.3 策定）
- ・児童虐待の防止等に関する法律（R2.4 改正）
- ・とちぎ青少年プラン2021～2025（R3.2 策定）
- ・栃木県地域福祉支援計画（第4期）（R3.3 策定）
- ・教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（R3.6 公布、今後施行）

3 高齢者

(1) 現状と課題（この5年間の動き）

成年後見制度が、認知症、知的障害、精神上の障害などがあることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、平成28(2016)年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。また、平成29(2017)年3月に、「成年後見制度利用促進基本計画」が策定され、全国どこに住んでいても権利擁護支援が届くよう、市町において広報・相談機能等を備えた中核機関の整備に努めることとされました。

団塊の世代が全て75歳以上になる2025年を当面の目標としつつ、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年も見据え、令和3(2021)年3月、県や市町が目指すべき高齢者支援施策の方向性を示す「栃木県高齢者支援計画「はつらつプラン21（八期計画）」」を策定しました。

(2) 施策の基本方向（追加すべき事項）

「② 高齢者の尊厳の確保」関連

判断能力の不十分な認知症高齢者等を保護し、支援するための成年後見制度について、制度の普及・啓発や相談体制の充実を図るため、関係機関と連携しながら、市町の中核機関設置等への支援を行います。

【主な関係法令・計画等（この5年間の動き）】

- ・ 栃木県地域福祉支援計画（第3期）（H28.3 策定）
- ・ 成年後見制度の利用の促進に関する法律（H28.5 施行）
- ・ 栃木県高齢者支援計画くはつらつプラン21（七期計画）>（H30.3 策定）
- ・ 栃木県地域福祉支援計画（第4期）（R3.3 策定）
- ・ 栃木県高齢者支援計画くはつらつプラン21（八期計画）>（R3.3 策定）

4 障害者

(1) 現状と課題（この5年間の動き）

平成 28（2016）年 4 月に、「障害者差別解消法」及び「栃木県障害者差別解消推進条例」が施行となりました。

このため、同年 4 月には県職員による差別解消の取組を確実なものとするための「栃木県職員対応要領」の施行、同年 6 月には障害者又はその家族、事業者、関係行政機関等から組織する「栃木県障害者差別解消推進委員会」の設置、平成 29（2017）年 4 月には全ての県民にとって障害者差別解消を推進するための具体的な行動につながる「道しるべ」として「栃木県障害者差別対応指針」を策定する等、より充実した施策の展開に努めてきました。また、令和 3（2021）年 6 月には「障害者差別解消法」が改正され、事業者による障害者への合理的配慮について、努力義務から義務へと改められました。

さらに、令和 3（2021）年 3 月には、前計画の基本目標を承継するとともに、重点取組として「情報アクセシビリティ（情報の利用のしやすさ）の向上」と「文化芸術、スポーツをはじめとした学びと実践の機会の充実」を掲げた「とちぎ障害者プラン 21（2021～2023）」を策定しました。

また、成年後見制度が、認知症、知的障害、精神上的障害などがあることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、平成 28（2016）年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。また、平成 29（2017）年 3 月に、「成年後見制度利用促進基本計画」が策定され、全国どこに住んでいても権利擁護支援が届くよう、市町において広報・相談機能等を備えた中核機関の整備に努めることとされました。

(2) 施策の基本方向（追加すべき事項）

「① 共生社会の実現 イ 障害を理由とする差別の解消の推進」関連

障害者差別解消法及び栃木県障害者差別解消推進条例の趣旨を踏まえ、障害を理由とする

差別の解消に向け、引き続き必要な啓発活動及び相談対応を行います。

障害者差別について県民が適切に対応するために必要な指針の策定や相談体制の充実、啓発活動の実施、相談では解決が図れない事業者による不当な差別的取扱いについて「あっせん」等を行います。また、それらについて、「栃木県障害者差別解消推進委員会」において情報交換や協議を行うことで、障害者差別の解消を推進していきます。

「① 共生社会の実現 ウ 権利擁護の促進」関連

判断能力の不十分な知的障害、精神上的の障害などを持った方の権利を擁護し、そのような方が地域の中で自立した生活を送れるよう、成年後見制度の普及・啓発や相談体制の充実を図るため、関係機関と連携しながら、市町の中核機関の設置等への支援を行います。

【主な関係法令・計画等（この5年間の動き）】

- ・栃木県地域福祉支援計画（第3期）（H28.3 策定）
- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律（H28.5 施行）
- ・栃木県障害福祉計画（第5期計画）・栃木県障害児福祉計画（第1期計画）（H30.3 策定）
- ・ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（H30.12 施行）
- ・栃木県地域福祉支援計画（第4期）（R3.3 策定）
- ・とちぎ障害者プラン21（2021～2023）（R3.3 策定）
- ・栃木県障害福祉計画（第6期計画）・栃木県障害児福祉計画（第2期計画）（R3.3 策定）

5 部落差別（同和問題）※「同和問題」から名称変更

(1) 現状と課題（この5年間の動き）

現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、平成 28（2016）年に、「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が施行されました。

同法では、部落差別は許されないものであるとの認識のもと、部落差別の解消への国民の理解を深め、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的としており、地方公共団体は、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとしています。

また、国では、同法第 6 条に基づいた「部落差別の実態に係る調査」を実施し、令和 2（2020）年 6 月に調査結果を公表しました。調査結果では、部落差別が不当な差別であるという、国民の正しい理解が進む一方で、心理面における偏見、差別意識は依然として残っており、引き続き適切に対応していく必要があるとされています。

(2) 施策の基本方向（追加すべき事項）

「① すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・人権啓発の推進 ア 人権啓発の推進、イ 人権教育の推進」関連

部落差別解消推進法の趣旨を踏まえながら、部落差別の解消に向け、引き続き人権教育及び人権啓発を推進するとともに、国、市町、市が設置している隣保館*等と連携しながら、部落差別に関する相談についても適切に対応していきます。

【主な関係法令・計画等（この5年間の動き）】

- ・部落差別の解消の推進に関する法律（H28.12 施行）

6 外国人

(1) 現状と課題（この5年間の動き）

近年の日本における在留外国人数は、「技能実習」や「留学」が大きく増加しており、また、出入国管理及び難民認定法の一部改正により、新たな在留資格「特定技能」が創設されるなど、今後も中長期的に暮らす外国人の増加が見込まれています。

本県の外国人住民数は、令和2（2020）年12月末現在、116か国 42,828人と県人口に占める割合は、2.19%に達しました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により人の移動が制限されていますが、今後も増加傾向が続くものと想定され、外国人の誰もが働きやすく、暮らしやすい地域づくりが求められています。

県では、平成31（2019）年4月、情報提供及び相談を行う一元的な相談窓口として「とちぎ外国人相談サポートセンター*」を開設するとともに、県内企業等による外国人材の適切な活用を促進するため、令和元（2019）年6月、「とちぎ外国人材活用促進協議会*」を発足しました。

また、本県では、「とちぎ国際化推進プラン」に基づき、国際化に向けた取組を実施してきましたが、令和3（2021）年3月に県が目指す国際化を推進するための考え方等を示した「とちぎ国際戦略」を新たに策定し、多文化共生の推進にも取り組むことにしました。

ヘイトスピーチについては、社会的関心が高まるとともに、平成26（2014）年に国連人種差別撤廃委員会等から政府に対してヘイトスピーチへの対処が勧告されましたが、こうした情勢の中、平成28（2016）年に、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行されました。

同法において、地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めることとされています。

(2) 施策の基本方向（追加すべき事項）

「① 外国人の人権の尊重 ア 共生意識の醸成」関連

ヘイトスピーチ解消法の趣旨を踏まえ、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的な言動の解消に向け、引き続き積極的な啓発を図ります。

「② 在県外国人支援の充実 イ 相談体制の充実」関連

「とちぎ外国人相談サポートセンター」において、外国人からの相談にきめ細かに対応します。

「② 在県外国人支援の充実 ウ 日本語学習の促進」関連

外国人住民への日本語教育を推進するため、産学官民が連携した総合調整会議の開催や日本語教育コーディネーターを配置するとともに、日本語学習支援者の確保を図るための研修会を実施します。

「② 在県外国人支援の充実 エ 外国人の適正就労の推進」関連

「とちぎ外国人材活用促進協議会」において、県内企業等による外国人材の適切な活用を促進するとともに、外国人材の受入れに伴う諸課題についての検討や情報を共有します。

【主な関係法令・計画等（この5年間の動き）】

- ・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（H28.6 施行）
- ・外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（H29.11 施行）
- ・出入国管理及び難民認定法（H31.4 改正）
- ・日本語教育の推進に関する法律（R元.6 施行）
- ・地域における多文化共生推進プラン（R2.9 改訂）
- ・とちぎ国際戦略～世界から選ばれるとちぎ～（R3.3 策定）

7 HIV感染者・ハンセン病患者及び元患者

(1) 現状と課題（この5年間の動き）

我が国におけるエイズ患者数及びHIV感染者数を合わせた年間新規報告数は平成25(2013)年をピークとして減少傾向にあります。エイズに対する理解不足による偏見や差別が引き続き課題となっています。

令和3(2021)年5月1日現在、ハンセン病療養所と関係施設への栃木県出身の入所者は、全国3つの療養所に12人（平均年齢88歳）となっており、全国における入所者は、1,004人となっています。入所者の高齢化が進む中、県では、ハンセン病問題を後世に伝えていくためには、入所者の方々が歩まれた歴史を記録として残すことが必要と考え、令和元(2019)年12月に、「ハンセン病療養所入所者証言録（書籍・DVD）」を作成しました。

また、令和元(2019)年には、ハンセン病元患者の家族に対する国家賠償請求訴訟で、熊本地裁は元患者の家族側勝訴の判決を下しました。これに対し国は控訴せず、内閣総理大臣談話を発表するとともに、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が制定されました。

引き続き、偏見差別の解消に向けて、ハンセン病患者・元患者やその家族が置かれていた境遇を踏まえた正しい知識の普及啓発を行う必要があります。

(2) 施策の基本方向（追加すべき事項）

「① 偏見や差別意識解消のための教育・啓発の推進 イ ハンセン病に関する正しい知識と理解の普及」関連

偏見差別の解消に向けて、ハンセン病患者・元患者やその家族が置かれていた境遇を踏ま

えた正しい知識の普及啓発については、「ハンセン病療養所入所者証言録」の活用等により引き続き実施していきます。

【主な関係法令・計画等（この5年間の動き）】

- ・ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（R元.11 施行）

【トピックス】 「ハンセン病療養所入所者証言録」DVD作品

— 令和2年度人権啓発資料法務大臣表彰優秀賞を受賞 —

栃木県が栃木県藤楓協会と共同で制作した「ハンセン病療養所入所者証言録」のDVD作品が、令和2年度法務省人権啓発資料法務大臣表彰の映像作品部門で優秀賞に選ばれました。

県では、県内中学校・義務教育学校・高等学校に学習資料として配布するとともに、広く県民が閲覧できるよう県内公立図書館に配布し、ハンセン病に対する偏見や差別意識の解消に向けて、人権教育の充実や正しい知識の普及啓発を積極的に推進しています。

8 犯罪被害者とその家族

(1) 現状と課題（この5年間の動き）

県内の犯罪認知件数は減少傾向にある中、依然として多くの県民が、思いもよらず犯罪等の被害者やその家族又は遺族となっており、誰もが犯罪被害者になり得るという認識を持って、社会全体として、犯罪被害者等が置かれている状況について理解を深め、犯罪被害者等を支えていく必要があります。

こうした状況を踏まえ、本県では、議員提案により、令和3年（2021）年3月に「栃木県犯罪被害者等支援条例」が制定され、同年4月に施行されました。

条例に基づき、県は、新たに「第3次栃木県犯罪被害者等支援基本計画」を策定し、関係機関・団体と連携を図りつつ、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことが求められています。

(2) 施策の基本方向（追加すべき事項）

「① 犯罪被害者等のニーズに応じた対応、② 犯罪被害者等の相談・支援体制の強化、③ 犯罪被害者等支援の重要性に関する県民意識の醸成」関連

栃木県犯罪被害者等支援条例の趣旨を踏まえ、犯罪被害者等の円滑な日常・社会生活に資する情報の提供や犯罪被害者等支援施策の総合的かつ計画的な推進を図るために必要な体制の整備を行うとともに、犯罪被害者等が置かれている状況、支援の必要性等について、県民が理解を深めるための普及啓発など、犯罪被害者等支援の充実・強化に努めていきます。

【主な関係法令・計画等（この5年間の動き）】

- ・栃木県犯罪被害者等支援条例（R3.4 施行）

9 インターネットによる人権侵害

(1) 現状と課題（この5年間の動き）

インターネット上の誹謗中傷などによる権利侵害について、より円滑に被害者救済を図るため、令和3（2021）年4月に、第204回通常国会にて「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律」（プロバイダ責任制限法の改正）が成立し、発信者情報開示について新たな裁判手続を創設するなどの制度的見直し等を行うこととされました。

また、国では、総務省が令和2（2020）年9月に取りまとめた「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」に基づき、様々な取組を進めているほか、事業者団体等においても、電気通信事業者団体がヘイトスピーチ解消法及び部落差別解消推進法の成立を受けて、平成29（2017）年3月に「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項の解説」を改訂するなど、インターネット上の誹謗中傷に対する自主的な取組等も行われています。

一方、インターネット利用者の低年齢化が進み、インターネットを通じて青少年が様々な事件等に巻き込まれ、被害者あるいは加害者となる問題も発生しています。

その要因の一つとして、携帯電話等のフィルタリングサービス利用率の低迷があったことから、平成30（2018）年2月、国において、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律が改正されたのを受け、県においても同年4月に栃木県青少年健全育成条例を改正し、青少年へのフィルタリングサービス普及について一層の強化を図っています。

また、青少年が、インターネットを通じて知り合った者に要求されるまま、自分の裸体等を撮影した画像をメール等で送信させられる「自撮り」被害が増加したことを受け、令和3（2021）年7月の同条例改正では、青少年に対し「自撮り」を要求する行為を禁止し、悪質な要求行為には罰金を科する条文を追加し、青少年の権利保護及び健全育成を図っています。

平成29（2017）年・30（2018）年に改訂された学習指導要領では、学校のICT環境整備、ICTを活用した学習活動の充実が明記されました。県では、GIGAスクール構想*による1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークの整備、各教科等におけるコンピュータ等を活用した学習の展開を進めていますが、情報活用能力やICTリテラシー*の育成と情報モラルの醸成を図るための教育の推進が課題となっています。

(2) 施策の基本方向（追加すべき事項）

青少年のインターネット利用環境の整備を推進し、青少年の健全育成を図ることを目的として設置された「栃木県青少年のためのインターネット利用環境づくり連絡協議会」を活用しながら、青少年やその保護者を対象とし、インターネット利用のルールづくりやインターネットリテラシー教育*等に関する広報啓発活動の展開を図ります。

また、学校においては、学習指導要領に基づき、インターネットの適切な利用を含む情報モ

ラルに関する教育を推進します。

【主な関係法令・計画等（この5年間の動き）】

- ・青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（H21.4 施行、H30.2 改正）
- ・栃木県青少年健全育成条例（H30.4、R3.7 改正）
- ・特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律〈プロバイダ責任制限法〉（R3.4 公布、今後施行）

10 災害に伴う人権問題

(1) 現状と課題（この5年間の動き）

近年、自然災害が激甚化、頻発化する中、高齢者、障害者等、特別な配慮を要する人の安全かつ確実な避難を支援するとともに、これらに対応した避難所運営を支援していく必要があります。

また、防災対策の面では、令和2（2020）年5月に、国が「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」を策定しました。男女共同参画の視点を取り入れ、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分配慮された災害対応が求められています。このため、防災や復旧・復興等の全ての局面における意思決定過程に女性の参画を促進していく必要があります。

(2) 施策の基本方向（追加すべき事項）

災害時に、高齢者、障害者等、特別な配慮を要する人の安全かつ確実な避難を支援するため、市町において作成される避難行動要支援者名簿の定期的な見直しや個別避難計画の作成を支援していきます。また、市町が避難所運営マニュアルの点検ができるよう県としてガイドラインを作成します。

防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大に努めるとともに、自主防災組織などでリーダーとして活動する女性が増加するよう研修を実施します。

また、男女共同参画の視点を生かして避難所の運営等が行われるよう、平常時から市町等と情報交換を行うとともに、広く県民や防災関係団体に「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」の周知を行います。

【主な関係法令・計画等（この5年間の動き）】

- ・男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン（R2.5 策定）

11 その他の人権問題

① アイヌの人々

アイヌの人々が民族として誇りをもって生活し、その誇りが尊重される社会を実現することを目的として、令和元（2019）年に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現する

ための施策の推進に関する法律」（アイヌ施策推進法）が施行されました。同法では、アイヌの人々が先住民族であることを明記し、アイヌ施策を総合的かつ継続的に推進すること等を定めています。

県民のアイヌの人々に対する理解と認識を深めるよう、人権教育及び人権啓発の推進に努めます。

② 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人の多くが、仕事や住居を確保できず社会復帰が困難な状況になっていることから、平成 28（2016）年に「再犯の防止等の推進に関する法律」（再犯防止法）が施行されました。

県においても、令和 2（2020）年 2 月に「栃木県再犯防止推進計画」を策定し、同計画に基づき、サポート体制の構築や県民の理解促進など、更生を目指す人に対する各種支援を行っています。

③ 性的指向・性自認*にかかわる人権問題 ※「性的指向・性同一性障害者（LGBT）にかかわる人権問題」から名称変更

国における平成 28（2016）年の「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」の改正及び令和 2（2020）年の「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」の制定により、性的指向・性自認に関する侮辱的言動等が、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントに該当することがあり得ることが明記されました。

また、世界保健機関（WHO）の「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」は、新たな分類が令和 4（2022）年発効の予定で、性同一性障害が「精神及び行動の障害」の分類から外れることとなり、現在、国において適用に向けた作業が進められています。

こうした差別や偏見の解消に向けた動きも進んできていますが、性的マイノリティへの理解を促進し、性の多様性を認め合う意識の醸成を図るため、引き続き人権教育及び人権啓発を推進するとともに、当事者等の心情に寄り添った相談支援の充実等に取り組んでいきます。

④ 新型コロナウイルス感染症に関連した人権問題 ※新規追加

世界的流行となった新型コロナウイルス感染症は、感染の拡大とともに、感染者や医療従事者及びその家族・関係者等に対する偏見や差別、誹謗中傷等が、本県も含め全国的に問題となりました。

本県では、令和 2（2020）年 2 月に県内での初の感染者が確認された直後から、人権への配慮を呼びかけ続け、8 月には、市町と共同で『新型コロナとの闘いを乗り越えるオールとちぎ宣言』を行い、同宣言のもと、市町や法務局、関係団体等との連携・協力を図りながら、差別的行為等が行われないよう啓発活動等に取り組んでいます。

令和 3（2021）年 2 月には、新型インフルエンザ等対策特別措置法が改正され、差別的取扱い等の防止に関する規定が追加されました。

引き続き、感染や差別事案等の状況などを注視しながら、法改正の趣旨も十分に踏まえ、感染者等の人権の尊重と差別の解消等に向け、正しい知識の普及、教育・啓発その他必要な対応を行っています。

「新型コロナとの闘いを乗り越える オールとちぎ宣言」

新型コロナは、誰もが感染しうる病気です。私たちが闘っているのは、ウイルスであり、人ではありません。

感染された方やその家族等への偏見や差別、誹謗中傷等は、対象となる人の心身を深く傷つけ、平穏な生活を脅かすばかりでなく、差別を恐れて受診をためらうなどの行動に繋がりを、更なる感染の拡大という負の連鎖を招きかねません。

県と市町は、県民の皆さまと一緒に、大切な人や暮らしを守るため、“おもいやり”と“やさしさ”を持って、新型コロナとの闘いを乗り越えていくことをここに宣言します。

- ◇ 感染された方やその家族などに対する差別、誹謗中傷等は、決して許しません！
- ◇ 医療従事者をはじめ、わたしたちの健康や暮らしを支えるために奮闘されている方々に心から感謝し、エールをおくります！
- ◇ 県外から来られる方々を非難せず、お互いに尊重し合います！
- ◇ 県民の皆さまとともに、互いの立場をおもいやる心とやさしさを忘れず、新型コロナとの闘いを乗り越えていきます！

令和2（2020）年8月21日

栃木県
宇都宮市 足利市 栃木市 佐野市 鹿沼市
日光市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市
那須塩原市 さくら市 那須烏山市 下野市 上三川町
益子町 茂木町 市貝町 芳賀町 壬生町
野木町 塩谷町 高根沢町 那須町 那珂川町



⑤ 働く人の人権問題 ※新規追加

令和元（2019）年、仕事の世界における暴力とハラスメントの問題を扱う初の国際労働基準である「仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約」が国連の専門機関である国際労働機関（ILO）の総会において、採択されました。

我が国においては、平成29（2017）年に「男女雇用機会均等法」及び「育児・介護休業法」が改正され、職場におけるセクシュアルハラスメントや妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント防止のための雇用管理上の措置を講じることが事業者には義務づけられました。

また、令和元（2019）年には、「労働施策総合推進法」等の改正により、パワーハラスメント防止のための措置も事業主の義務とされるとともに、労働者がハラスメントの相談をしたこと等を理由とする事業主による不利益取扱いが禁止されるなど、ハラスメント対策の強化が行われました。

さらに、時間外労働の上限規制・年次有給休暇の取得義務化・雇用形態による不合理な待遇差の禁止などが盛り込まれた「働き方改革関連法」が成立し、平成31（2019）年から順次施行されています。

県では、国と連携して、労働相談や企業等への周知啓発に取り組むとともに、個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現する「働き方改革」を推進し、働きやすい職場環境づくりに取り組んでいきます。

第4章

計画の推進

※現計画を再掲

1 県の推進組織

人権が尊重される平和で豊かな社会の実現を目指して設置された県の全庁的組織である「栃木県人権施策推進本部」のもと、緊密な連携を図り、総合的かつ効果的な関係施策の推進に努めます。

また、各部局においては、この基本計画を十分に踏まえ、施策を推進します。

2 国及び市町との連携

人権施策の推進に当たっては、国・県・市町がそれぞれの立場から様々な取組を行っており、人権尊重の社会づくりを進めていくためには、相互の緊密な連携のもと協力体制を強化した幅広い取組が必要です。

このため、法務省（宇都宮地方法務局）や栃木県人権擁護委員連合会等で構成する「栃木県人権啓発活動ネットワーク協議会」のもと、人権啓発活動にかかわる機関と連携・協力し、人権啓発活動を推進します。

また、地域の実情に即したきめ細かい人権啓発活動を行うため、市町に対して人権教育及び人権啓発に関する情報提供や助言等を行うとともに、市町が実施する取組を積極的に支援します。

3 企業・団体等との連携

人権施策の推進に当たっては、行政だけではなく、県民や企業、団体、マスメディア、NPO、ボランティア等における自主的、主体的な活動が不可欠であり、これらの活動との連携を図り、協働して人権が尊重される社会の実現に努めます。

特に、栃木県人権教育・啓発推進県民運動の推進母体として、各種民間団体や行政機関等で構成される「栃木県人権教育・啓発推進県民会議」などを通じて、企業・団体等との連携を図るとともに、その主体的な取組を支援します。

4 計画のフォローアップ

この基本計画に基づく各種施策の推進状況については、毎年度「栃木県人権教育・啓発推進県民会議」などにおいて検証を行い、その結果を施策の更なる推進に反映するよう努めます。

栃木県人権教育・啓発推進県民運動

運動方針

同和問題をはじめとする各種人権問題が、県民的な問題として認識されるよう
全県民の意識の高揚を図り、問題の根本的解決を目指す。

推進母体

栃木県人権教育・啓発推進県民会議

構成：各種民間団体、行政機関（60 団体・機関）

実行委員会

構成：県民会議構成団体のうち 15 団体・機関

運動内容

★強調月間及び強調週間に集中的に啓発活動を実施する

県民運動強調月間 8 月

県民運動強調週間 12 月 4 日～10 日（人権週間）

★講演会、研修会等の啓発事業を積極的に実施する

県民の役割

★この運動に基づき行われる各種行事に積極的に参加することにより、
各種人権問題についての正しい理解と認識を深め、人権尊重の社会づくりに
寄与する。

要綱決定 昭和 54(1979)年 7 月
改正 平成 12(2000)年 4 月
改正 平成 16(2004)年 4 月

用語解説

〔あ行〕

○ ICTリテラシー

ICT（情報通信技術）の活用・操作能力のみならず、メディアの特性を理解する能力、メディアにおける送り手の意図を読み解く能力、メディアを通じたコミュニケーション能力まで含む概念をいいます。

○ アダルトビデオ出演強要・JKビジネス問題

本人の意に反してアダルトビデオへの出演を強要されたり、「JK」（女子高校生の略）などの児童を雇い、表向きには健全な営業を装いながら、実際には、性的なサービスを客に提供させたりする、若年層の女性が性的な暴力の被害に遭う問題をいいます。

○ インターネットリテラシー教育

インターネットの情報や事象を正しく理解し、それを適切に判断・運用できる能力を備えさせるための教育をいいます。

〔か行〕

○ G^きI^がGAスクール構想

多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で実現させることを目的に、文部科学省が進めている1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する教育ICT環境の構築のことをいいます。

〔さ行〕

○ 持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）

2015年9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする、より良い世界を目指すために達成すべき17の大きな目標とそれらを達成するための具体的な169のターゲットで構成されています。

○ 性自認

自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているのかを示す概念のことです。

○ 性的マイノリティ

性的指向が同性や両性に向いている人、生物学的な性（からだの性）と性自認（こころの性）が一致しない人などをいいます。「セクシャルマイノリティ」、「性的少数者」ともいいます。

〔た行〕

○ とちぎ外国人材活用促進協議会

令和元（2019）年6月3日に設立し、県内企業や事業者等による外国人材の適切な活用を促進するとともに、外国人材の受入れに伴う諸課題についての検討や情報を共有しています。

○ とちぎ外国人相談サポートセンター

県内に住む外国人が、在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子どもの教育等の生活に関わる様々な事柄について疑問や悩みを抱いた場合に、適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供及び相談を行う一元的な窓口として、平成31（2019）年4月19日に開設しました。11言語（英語、中国語、ベトナム語、タガログ語、ポルトガル語、スペイン語、ネパール語、タイ語、シンハラ語、タミル語、インドネシア語）に対応しています。

〔や行〕

○ 要保護児童対策地域協議会

虐待を受けた子どもを始めとする要保護児童等の早期発見や適切な保護や支援を行うため、関係機関が情報交換や支援内容について協議を行うための場として市町村が設置するもので、平成16（2004）年の児童福祉法の改正で法的に位置づけられました。

〔ら行〕

○ りんぽうかん 隣保館

社会福祉法に基づく隣保事業を実施する施設で、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行っています。

参 考 資 料

人権関係年表

年	国際状況	国内状況	県内状況
平成 27(2015)年	「持続可能な開発目標」(SDGs)採択	「子ども・子育て支援法」施行	「とちぎ子ども・子育て支援プラン」策定 「栃木県高齢者支援計画〈はつらつプラン 21(六期計画)〉」策定 「とちぎ障害者プラン 21(2015~2020)」策定
平成 28(2016)年		「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行 「障害者差別解消法」施行 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行 「ヘイトスピーチ解消法」施行 「部落差別解消推進法」施行 「再犯防止法」施行	「栃木県重点戦略「とちぎ元気発信プラン」」策定 「栃木県人権施策推進基本計画(2016~2025)」策定 「とちぎ男女共同参画プラン〔4期計画〕」策定 「とちぎ青少年プラン2016~2020」策定 「栃木県地域福祉支援計画(第3期)」策定 「とちぎ国際化推進プラン(2016~2020)」策定 「第2次栃木県犯罪被害者等支援基本計画」策定 「栃木県女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」策定 「栃木県障害者差別解消推進条例」施行
平成 29(2017)年		「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」施行	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(第3次改定)」策定
平成 30(2018)年		「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」施行	「栃木県高齢者支援計画〈はつらつプラン 21(七期計画)〉」策定 「栃木県障害福祉計画(第5期計画)・栃木県障害児福祉計画(第1期計画)」策定
令和元(2019)年		「アイヌ施策推進法」施行 「日本語教育の推進に関する法律」施行 「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」施行	「とちぎの子ども・子育て支援条例」施行

年	国際状況	国内状況	県内状況
令和2(2020)年			「栃木県再犯防止推進計画」策定 「とちぎ子ども・子育て支援プラン(2期計画)」策定 「栃木県社会的養育推進計画」策定
令和3(2021)年		「新型インフルエンザ等対策特別措置法」改正	「栃木県重点戦略「とちぎ未来創造プラン」」策定 「とちぎ男女共同参画プラン〔5期計画〕」策定 「とちぎ青少年プラン2021～2025」策定 「栃木県女性の職業生活における活躍の推進に関する計画(第2期)」策定 「栃木県地域福祉支援計画(第4期)」策定 「栃木県高齢者支援計画〈はつらつプラン 21(八期計画)〉」策定 「とちぎ障害者プラン21(2021～2023)」策定 「栃木県障害福祉計画(第6期計画)・栃木県障害児福祉計画(第2期計画)」策定 「とちぎ国際戦略～世界から選ばれるとちぎ～」策定 「栃木県犯罪被害者等支援条例」施行 「第3次栃木県犯罪被害者等支援基本計画」策定



栃木県県民生活部人権・青少年男女参画課

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20

電話 028-623-3027

FAX 028-623-3028

Eメール jinken@pref.tochigi.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.tochigi.lg.jp>